

パブリックコメント閲覧資料

第5次丸亀市子ども読書活動推進計画(案)

令和8年度～令和12年度

“一冊の 本から始まる夢 むげんだい ∞”

閲 覧 用



令和8年〇月

丸 亀 市

— 目 次 —

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間及び対象	2
3 基本方針	2

第2章 前計画（第4次）における主な施策の成果と課題

用語解説	10
------	----

第3章 子どもの自主的な読書活動の推進の方策

1 施策の体系	11
2 施策の取組	12
I 家庭における読書活動の推進	12
II 地域における読書活動の推進	15
III 学校等における読書活動の推進	19
3 施策の推進	27

資 料

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	28
子どもの読書活動の推進に関する法律	44
計画策定の経緯	46
丸亀市子ども読書活動推進協議会委員名簿	

第1章 丸亀市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和7年3月から丸亀市では電子図書館がスタートし、紙の本だけでなく多様な読書が身近になってきました。小学校入学と同時に一人一台端末で学び始める子どもたちは、文字や写真の拡大、検索、読み上げなどの機能を活用して読み方を工夫し、その経験を共有できるようになりました。また、教室全体でスクリーンに投影した本を読み、考えを語り合うことも可能になりました。図書館に行かずに、24時間365日、家庭や学校で貸出や返却ができ、期限が来れば自動で返却される便利さも生まれています。しかし、読み方の選択肢が増えても、本の内容の良さを実感しなければ読書習慣は身に付きません。では、子どもたちが読書を習慣にするために何ができるでしょうか。

家庭では乳幼児への読み聞かせを通して、大人も絵本の新たな魅力に触れてみませんか。絵本だけでなく、読んだ本について話し合い、コミュニケーションを深めることも効果的です。本選びに迷ったら、地域の図書館や児童館、コミュニティセンターなどで相談してみてください。「こんな時は、こんな本がおすすめ」というアドバイスから新しい本と出会い、「もっと読みたい」という気持ちが芽生えるかもしれません。

学校の図書館には子どもの年齢に合わせた本が揃っており、本との出会いを後押しします。小学校から高等学校までの国語科の授業では、日常生活から社会生活、実社会と関わる読書の意義と効用について学ぶ時間があります。この時間は自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うためのものです。子どもたちには読書習慣を身に付け、豊かな人生を築いてほしいと願っています。

子どもを家庭、地域、学校が連携して支え、今できることを無理なく継続していくことが大切です。電子図書館の普及により、読書方法だけでなく出会える本の種類も多様になりました。今だからこそ、電子書籍では味わえない紙の本ならではの良さを再発見する機会もあ

るでしょう（紙の本でしか貸出できないものもあり、すべての本が電子図書館で利用できるわけではありません）。

乳幼児期に身近な人の声で読み聞かせを体験した子どもは、やがて自ら本を選び、実生活では得られない体験に出会います。これはすべての子どもにとって大切な財産となります。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし続けることが、一人でも多くの子どもの輝く未来につながると信じています。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、また、「香川県子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、平成17年1月に「丸亀市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、成果と課題及び諸情勢の変化等を検証し、概ね5年毎に見直しを行いながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

これらを踏まえ、この度、第4次の計画が令和7年度で終了すること、また、国が令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第5次)」を定めたことを受けて、今後5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策等を、「第5次丸亀市子ども読書活動推進計画」として定めるものです。

2 計画の期間及び対象

期間は令和8年度から12年度までの5年間とし、対象は0歳から18歳までの子どもとその保護者等とします。

3 基本方針

丸亀市は、“子どもが本を好きになり、読書によって育まれる力が一人ひとりの子どもの生きる糧となること”を願い、子どもが読書の楽しさを知り、自ら進んで読書に親しみ、生涯にわたり「楽しみながら学びを深める」読書習慣を身に付けることができるよう、次の項目を基本方針に掲げます。

基 本 方 針

家庭・地域・学校等の連携による社会全体での取組の推進

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくには、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が本の魅力や読書の楽しさを知り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような環境を作ることが大切です。この子どもの自主的な読書活動を支えるため、子どもを取り巻く読書環境の整備・充実に努めます。

そのためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を十分に理解し、社会全体で取り組んでいくことが重要です。特に子どもの読書活動に携わる地域の図書館、学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、関係団体等が連携し、相互の協力が図られる体制を整備し、子どもの読書活動推進に向けた特色ある取組が展開されるよう努めます。



第2章 前計画（第4次）における主な施策の成果と課題

前計画では、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校等の役割を明確にし、それぞれが主体となった取組をより効果的に推進するため、3つの重点プロジェクトを設定しました。

前計画の重点プロジェクト

I-1 うちどく（家読）の推進

II-1 キーステーションとしての市立図書館の充実

III-1 学校図書館の機能の充実

以下、前計画のプロジェクトを省みて、成果と課題について検討します。

I-1 うちどく（家読）の推進

ブックスタート事業及びセカンドブック事業をより効果的に実施することで、家族で読書の楽しみを共有できる うちどく（家読）の推進に努めます。また、子育て支援に関わる機関との連携を図り、事業の充実に努めます。

子どもと保護者が一緒に楽しめるような「おはなし会」等の行事の充実を図り、保護者への子どもの読書活動の大切さについての啓発を推進します。

子どもと保護者が一緒に楽しむことができる行事として、絵本作家によるものがたりライブの実施や男女共同参画週間には人権課と連携して、父親に向けた読み聞かせにおすすめするリストや絵本を展示し、親子で参加することができるおはなし会を実施しました。通常のおはなし会については市立図書館で実施するだけではなく、市民交流活動センター（マルタス）のキッズルームを活用することで、施設の広報力や集客力を利用して、図書館を利用していらない親子にも、読書の楽しさを体感する機会を提供しました。またクリスマスには「お楽

「しみクリスマスブックス」と題して絵本を2冊借りた子どもに、雑誌の付録をプレゼントすることで、家庭での読書の啓発を図りました。

アンケート調査によると、乳幼児から小学生の1か月の読書量は、半数の子どもたちが7冊以上本を読んでおり、8割以上の子どもたちが3冊以上読んでいます。乳幼児の家庭での読み聞かせの実施は前回調査と比較すると若干減少しているものの、多くの家庭で読み聞かせが日常的に行われていると考えられます。市内すべての幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、子どもの発達段階に応じた絵本の読み聞かせを実施していることや、保護者への読み聞かせの大切さの啓発等により得られている効果が大きいと考えられます。このような取り組みを、すべての幼稚園、保育所（園）、認定こども園が引き続き行っていくことが大切です。また子どもに絵本等の読み聞かせをあまり行っていない理由として、7割の方が「忙しくて読み聞かせをする時間がない」との回答を挙げており、共働き世帯による家事等の負荷や本入手するための時間の捻出等、様々な要因が考えられますが、家庭での読み聞かせを行いやすい環境整備が求められています。

子どもの年齢に応じた絵本を届けることにより、家庭での読書や読み聞かせを応援し、家庭での読書の重要性を保護者に伝えていくためにもブックスタート事業（※1）及びセカンドブック事業（※2）やそれらの事業につながる啓発としての読書通帳（※3）の配布等を継続し、家庭に働きかけていくことが大切です。新たに開始した「丸亀市電子図書館」の運用に伴い、図書が身近にない場合でも電子図書を使って読書ができるようになりました。いつでもどこでも誰でも読むことができる電子図書館を普及させることは、うちどく（家読）の推進においても欠かすことができない課題となります。

II-1 キーステーションとしての市立図書館の充実

市立図書館は、家庭、地域、学校などにおける読書活動を推進する上でキーステーション（重要な拠点）としての役割を担います。すべての子どもの多様なニーズに応えられるように、図書館資料の整備、専門的職員である司書の十分な人数確保やその資質向上に努めます。また、子どもの居場所としての図書館の役割を果たすとともに、子どもの読書活動の推進に係る関係機関との連携・協力体制の確立を図ります。

地域における子どもの読書活動推進の要として中心的な役割を果たすべく、図書館では令和2年から小中学校の夏季休業中は図書館を全日開館し、読書活動の機会の提供や子どもの居場所となるよう努めました。また令和6年には図書館システムの更新を行い、市立図書館に在庫している資料のw e b予約が可能となりました。w e bから在庫資料の予約が可能となり、子どもに読み聞かせを行いたい子育て世帯の方たちが気軽に予約できるようになったことで、図書館資料全体での予約冊数は30%増加しており、なかでも絵本等の児童書の予約冊数については約2倍に増加しています。

読書バリアフリー法を踏まえ、多様な子どもが読書を行えるよう、令和7年3月に「丸亀市電子図書館」の運用を開始しました。いつでもどこでも誰でも利用することができ、市内の図書館を開館時間中に利用できない方でも、隙間時間や余暇等を利用して気軽に読書に親しむことができます。また音声読み上げやリーディング機能のあるアクセシビリティに対応した電子図書を導入することにより、文字による読書が困難な子どもたちでも、読書に親しめる環境づくりに努めました。「読み放題パック」の導入により、学校で一斉に同じ資料を利用することができるため、調べ学習や読書活動への活用も期待することができます。電子図書館の活用方法については、学校等関係機関との連携・協力体制を取りながら進めていくべ

き課題です。また、電子図書館が普及することにより、読書に対して様々な障害がある方がどなたでも読書を親しむことができる読書バリアフリーな読書環境が期待できます。

地域においては、図書館の三館連携事業として、読み聞かせに興味や関心がある方を対象に絵本の読み聞かせ講座を令和4年度から実施しています。家庭やボランティア活動での読み聞かせに役立つ絵本の紹介や実践的な講座として好評を得ています。またコミュニティセンター図書室が継続して本を活用しやすくするために、図書館が環境整備の支援を行い、地域での読書機会の増加につながるよう努めています。

今後も、図書館は、家庭、地域、学校をつなぐキーステーションとして、子どもの読書活動の推進のため、様々な施策に取り組んでいく必要があります。

III-1 学校図書館の機能の充実

学校図書館活用計画を作成し、学校図書館が「学習センター」・「情報センター」としての機能が十分果たせるように努め、子どもの主体的・意欲的な学習活動や読書活動を推進します。また、県立図書館や市立図書館及び学校間の連携により、資料の積極的な相互利用を図り、司書教諭及び学校司書に対する研修内容を工夫し、知識や経験の蓄積を共有するなど一層のスキルアップに努めます。

学校図書館が「読書センター」、「学習・情報センター」としての機能を果たすため、丸亀市では市内の小中学校に学校司書を全校配置し司書教諭等とともに、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の学習活動や読書活動が充実するよう努めています。丸亀市の学校図書館活用計画の作成については、学校教育課が基準を作成したことにより、小学校が 87.5%と徐々にその達成率が上がってきていますが、中学校では 33.3%にとどまっており、子どもの主体的・意欲的な学習活動や読書活動の推進を図るためにも、学校図書館活用計画を作成し、計画的に学校図書館を活用していくよう働きかけていくことが必要です。

また学校図書館図書標準(※4)の達成率は、小学校が 87.5%、中学校が 50.0%の達成率となっており、小学校ではほとんどの学校がその基準を達成していますが、中学校では半数の学校が標準を達成できていない状況です。学校図書館の資料を有効に活用していくためには、児童生徒とコミュニケーションを取りながら意見を取り入れつつ長期的な視点を持った蔵書の管理や更新が欠かせません。また学校図書館資料の充実については、県立図書館の木守り文庫や市立図書館との連携・協力による団体貸出の利用や学校回送業務をなお一層活用していくことも考えていかなければなりません。引き続き学校司書の全校配置を行いながら、学校司書や司書教諭のスキルアップを図ることができるように、各学校図書館での優れた実践事

例や情報提供を相互に行える情報交流の場を設け、研修機会を提供し研修に参加できる体制づくりが求められます。

アンケート調査による学校図書館の利用状況は、小学校低学年では 80%以上を占めていますが、高学年になると 67.5%、中学生は 22.1%、高校生では 13.4%と、学年が上がるにつれてその利用が低くなっています。学校図書館に行かない理由として、中学生では忙しくて図書館を利用する時間がないという意見が 31.4%と最も高く、高校生では読みたい本がないという意見も 23.6%あります。1 か月に 1 冊も本を読まない不読率は、乳幼児から小学生までは 5%以下に対して中学生が 40.1%、高校生で 50.4%となっており、身近な学校図書館の利用減少が、不読率の増加につながっていると考えられます。しかしながら、中学生や高校生の電子図書での読書については、中学生が 43.5%、高校生が 46.3%とほぼ半数が電子図書での読書を利用しています。読まれているジャンルはマンガや雑誌が半数を占めるものの、オンライン小説等の読書も 25%を占めており、中学生や高校生は本以外の形態でも、読書をしていることがわかります。令和 7 年 3 月に新たに運用を開始した「丸亀市電子図書館」を魅力ある電子図書を増やし、周知・普及させていくことで中学生や高校生の不読率を減らしていくことが課題です。

<用語解説>

(※1) ブックスタート事業

子どもの成長に応じて多くの本と出会い、楽しく子育てできる環境を作っていく活動で、3か月検診の際に赤ちゃんとその保護者を対象に絵本の楽しさを伝え、絵本を1冊と読み聞かせのブックレット等をプレゼントしています。(平成15年開始)

(※2) セカンドブック事業

ブックスタート事業から引き続いて効果を向上させるための事業として、小学校入学前の5歳児を対象に、おすすめの絵本の中から好きな本を1冊選んでプレゼントしています。
(平成24年開始)

(※3) 読書通帳

ブックスタート・セカンドブック事業に続き、読書を習慣化するために市内小学4年生全員に配付するとともに、各図書館でも広く配布しています。通帳型で読書記録が50冊分記入でき、3つの星印でお気に入り評価ができます。(平成29年開始)

(※4) 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

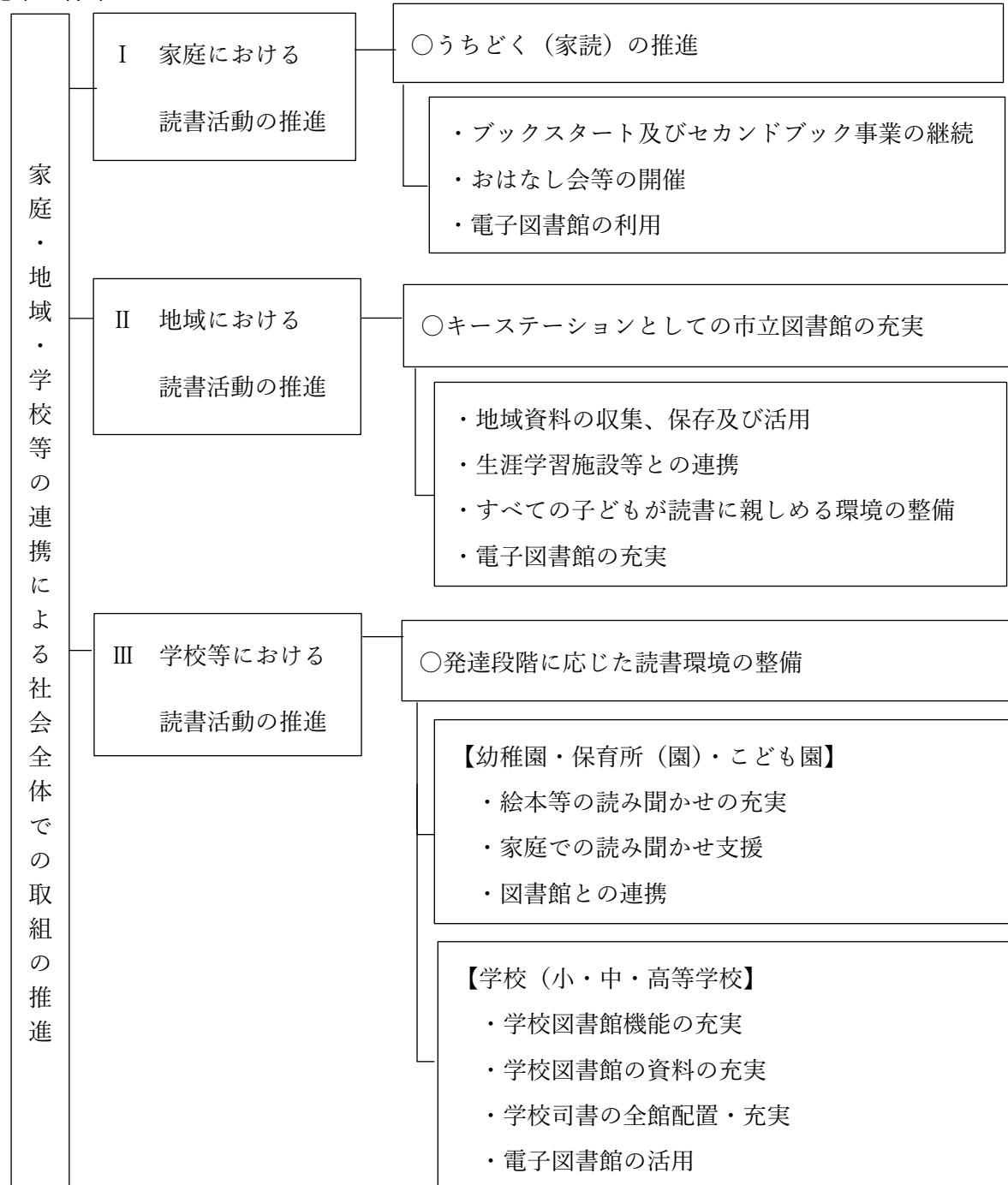


第3章 子どもの自主的な読書活動の推進の方策

子どもの自主的な読書活動を推進していくために、家庭、地域、学校等がその役割を明確にし、それぞれが主体となった社会全体での取組の実施に向け、施策を体系化します。

また、より効果的な推進を図るため、具体的施策を実施します。

1 施策の体系



2 施策の取組

I 家庭における読書活動の推進

家庭の役割

子どもが本に親しむきっかけをつくり、読書習慣を身に付けていくためには、家庭の役割は重要です。乳幼児にとっての読書は、主に保護者などによる読み聞かせであり、繰り返し絵本を読んでもらうことによって、保護者の愛情を感じながら、読書の楽しさや喜びを知ることができるとともに、親子の心のつながりが深まるなど、子どもの成長に良い影響を与えます。

まず、保護者が本の読み聞かせや読書の楽しさ、大切さについて理解を深め、保護者自身が読書に親しみ、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書の楽しみを共有しましょう。

家庭における読書活動の推進のための取組

○うちどく（家読）の推進

家庭で本に親しみ読書の楽しみを共有できるよう、うちどく（家読）のきっかけづくりとしてブックスタート事業及びセカンドブック事業を継続します。年齢に応じた絵本を子どもに届け家庭で身近に本がある環境を整備し、家族とふれあう時間や楽しく読書習慣を身に付ける機会を提供します。また子育て支援にかかる機関等と連携し、子どもと保護者が一緒に楽しめるようなおはなし会等の行事の充実を図り、保護者への子どもの読書活動の大切さについての啓発を推進します。新たに運用が開始した「丸亀市電子図書館」においては、“いつでも、誰でも、どこでも使える図書館”として、親子が気軽に利用することができるツールとなるよう周知します。

・ブックスタート事業及びセカンドブック事業の継続

絵本を通じて保護者と幼児が楽しくふれあう機会をもてるよう、ブックスタート事業及びセカンドブック事業を継続して実施します。また子育て支援に関わる機関との連携を図り、家庭で読書に親しむことができるよう努めます。

(主な取組)

- ブックスタート事業及びセカンドブック事業の実施及び検証
- 乳児期からの絵本の読み聞かせの大切さについての啓発
- 子育て関連施設等への団体貸出

(関連部署 : 健康課、幼保運営課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
セカンドブック（配布率）	81.4%	90.0%
子育て関連施設等への団体貸出	14 団体	20 団体

・おはなし会等の開催

子どもと保護者が一緒に楽しめるような「おはなし会」等の行事の充実を図り、保護者に子どもの読書活動の大切さを伝え、家族で読書に親しめるように働きかけます。

(主な取組)

- 子どもと保護者が楽しめるような行事の開催
- 読み聞かせの際におすすめする図書リストの作成

(関連部署 : 人権課、子育て支援課、幼保運営課、地域づくり課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
おはなし会等の参加者数	742人	800人
児童書の貸出冊数（個人への貸出）	239,970冊	242,000冊

・電子図書館の利用

新たに運用が開始した「丸亀市電子図書館」を広く市民に利用してもらうため、広報等による周知や時機をとらえた広報活動を実施します。

(主な取組)

●図書館の利用方法やその活用方法について電子図書館も含めて周知

●マルタス等を活用した、電子図書館の使い方講座の実施

(関連部署：秘書課、地域づくり課、図書館)

II 地域における読書活動の推進

地域の役割

子どもにとって多くの本と出会い、読書の楽しさを知り、情報を収集する場である図書館は、地域における子どもの読書活動の推進の要であり、中心的な役割が期待されています。児童館、コミュニティセンター、放課後留守家庭児童会（青い鳥教室）、地域の子育て関連施設、市民交流活動センター（マルタス）や生涯学習施設等が連携し、子どもが学校外で本と出会い、読書への関心を深め読書が楽しめる拠点となるような環境の整備に努めます。

図書館では、専門的職員である司書を配置し、様々な資料の収集や保存に努めるとともに、すべての子どもが本にふれあい、主体的に読書に親しめるように、子どもの目線で利用しやすい環境を整備します。

また地域におけるボランティア団体等、子どもに関わる様々な人々と連携・協働し、子どもの読書活動の推進に努めます。

地域における読書活動の推進のための取組

○キーステーションとしての図書館の充実

図書館は、家庭、地域、学校等における読書活動を推進する上でキーステーション（重要な拠点）としての役割を担います。すべての子どもの多様なニーズに応えられるよう専門的職員である司書の十分な人数確保やその資質向上に努めるとともに、図書館資料を整備し、地域資料の収集と保存及びその活用を図ります。新たに運用が開始した「丸亀市電子図書館」においては、アクセシブルな資料の収集や読書活動、調べ学習に対応できるような資料の収集に努め、学校での電子図書館の活用について検討します。また子どもの居場所としての図書館の役割を果たすとともに、子どもの読書活動の推進にかかる機関との連携を図り、子どもの読書環境の整備に努めます。

・地域資料の収集と保存及び活用

郷土の歴史や文化を知り、地域に愛着と誇りを持つ子どもに育てるために、地域に関する資料を広く収集、保存し、電子図書館の地域資料としてデジタル化し活用できるように努めます。また行政資料については、作成する各課に周知し、作成した資料が図書館で収集、保存、活用できるように努めます。

(主な取組)

●地域資料の収集と保存及び活用

●地域資料の電子図書館での活用

(関連部署：図書館、全課)

・生涯学習施設等との連携

児童館、青い鳥教室、コミュニティセンターへの団体貸出制度や移動図書館車の巡回サービス等を利用し、身近に図書館がない子どもたちの読書環境の整備に努めます。

(主な取組)

●地域の子育てに関連する施設や生涯学習施設等への団体貸出制度の活用及び移動

図書館車の巡回サービスの維持

●コミュニティセンター図書室の環境整備の支援

(関連部署：子育て支援課、幼保運営課、地域づくり課、まなび文化課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
児童書の貸出冊数（団体への貸出）	50,837 冊	53,000 冊

・すべての子どもが読書に親しめる環境の整備

すべての子どもが本にふれあい主体的に読書に親しめるように、子どもの目線で利用しやすい環境を整備し、読書バリアフリー法を踏まえたアクセシブルな資料を収集し提供できるように努めます。

(主な取組)

- LLブック、大活字本、点字図書、外国語の絵本や資料の収集
- バリアフリー絵本等リストの作成及び提供

(関連部署：幼保運営課、学校教育課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
アクセシブルな資料の収集	点字絵本 232 冊 点訳図書 288 冊 外国語図書 3,340 冊 LLブック 72 冊	充実

・電子図書館の充実

新たに運用を開始した「丸亀市電子図書館」においては、アクセシブルな資料や魅力ある電子図書を精選し、読書に困難のある子どもや図書館に来館することが難しい中学生や高校生が読書に親しむことができる環境の整備に努めます。

(主な取組)

- アクセシブルな資料や魅力ある電子図書の精選
- 電子図書館における特集コーナーの作成

(関連部署：図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
電子図書館の利用者数(ログイン数)	—	2,500人
中学生・高校生の電子図書館の利用者数(ログイン数)	—	200人

III 学校等における読書活動の推進

幼稚園・保育所（園）・認定こども園の役割

乳幼児期は豊かな感性をはぐくむ時期であり、絵本や物語等に親しむ体験が大切です。

幼稚園・保育所（園）・認定こども園では、成長段階にあった絵本や物語の読み聞かせを毎日行っています。それは子どもにとって、楽しく温かい時間であるとともに、絵本の楽しさを知り、絵本に興味を持つきっかけとなります。

保護者自身が子どもに読み聞かせる喜びや、読書の楽しさを親子で味わい、読み聞かせの大切さを実感できる機会の提供に努めます。

幼稚園・保育所（園）・認定こども園における読書活動の推進のための取組

○発達段階に応じた読書環境の整備

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳児期からの発達段階に応じた読書活動が重要です。多様な子どもが絵本の楽しさを知り、興味を持つことができるよう子どもの成長段階に応じた絵本を選定する等、子どもの発達に合わせた読み聞かせを実施し、子どもが身近なところで安心して本に親しむことができるような環境整備に努めます。また家庭で親子が本に親しむことができるよう、子どもへの読み聞かせの意義を啓発、周知するとともに読み聞かせの参考になる絵本の紹介や家庭に貸出できる本の整備を行い、家庭での読み聞かせが充実するよう支援します。図書館の団体貸出制度の活用や子どもが移動図書館車の絵本に触れる機会を設ける等、図書館と連携した読書環境の整備に努めます。

・絵本等の読み聞かせの充実

子どもが絵本や物語に興味をもち、想像を豊かに広げられるよう、題材選びや指導方法の工夫、集団で楽しめる雰囲気づくりに努めます。また、本の部屋や保育室、廊下などに本のコーナーを設けるなど、子どもが身近なところで安心して本に親しむことができるような環境を整備します。

(主な取組)

- 子ども一人ひとりの発達段階に応じた絵本の読み聞かせの実施
- 誰もが利用しやすい本のコーナーづくり
- 絵本の題材選びや指導方法の参考になる資料等の収集
- 大型絵本リストなど読み聞かせの参考になるリストの提供

(関連部署：幼保運営課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
発達段階に応じた読み聞かせの実施	100%	100%
発達段階に応じた読み聞かせの工夫	100%	100%

・家庭での読み聞かせ支援

家庭教育講座、保育参観などを通じて、乳幼児期に本に親しむことの大切さを保護者に知らせるとともに、親子のふれあいを大切にした家庭での本の読み聞かせの機会の拡充に努めます。また幼稚園、保育所(園)、認定こども園での家庭への本の貸出や、ブックリストを作成し本の紹介や展示を行い家庭における読書活動の推進を図ります。

(主な取組)

- 家庭教育講座、保育参観等での保護者への啓発
- 図書リストの作成等、読み聞かせにおすすめする本の紹介
- 園所への貸出本等の整備の支援

(関連部署 : 幼保運営課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
幼稚園、保育所(園)、認定こども園での本の貸出	53.7%	70.0%
幼稚園、保育所(園)、認定こども園でのリストの作成や本の紹介	17.1%	30.0%
幼稚園、保育所(園)、認定こども園での本の紹介	61.0%	70.0%

・図書館との連携

図書館と連携し、団体貸出制度や移動図書館車の巡回サービスを積極的に活用することで、子どもが読みたい本や読み聞かせを行う絵本等の充実を図ります。また子どもが図書館に行くことでたくさんの本にふれ、おはなし会を体験する機会を提供します。

(主な取組)

- 図書館の団体貸出制度の周知及び移動図書館車の利用促進
- 図書館のリユース本の提供
- 本のコーティングや補強、修理方法の講座
- 図書館への施設見学(自由読書、おはなし会)

(関連部署 : 幼保運営課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
幼稚園、保育所(園)、認定こども園への 団体貸出冊数 (移動図書館車の巡回等含む)	46,171 冊 うち移動図書館車 42,276 冊	48,000 冊 うち移動図書館車 44,000 冊
図書館への施設見学	5回	8回

小学校・中学校の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を育てるために、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが示されています。そこで、学校では、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げられるように、様々な興味や関心に応える魅力的な学校図書館を整備し、広報活動などを推進して、子どもの読書意欲を高める適切な支援が行えるように努めます。

また、各教科における探究的な学習などの多彩な学習活動の場面で、子どもが主体的に意欲をもって学べるように、教職員と学校司書が協働して計画的に学校図書館活用を推進します。

学校は、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能をより一層充実し、子どもの発達段階に応じた体系的な読書指導を展開して読書の質を高めるとともに、子どもの居場所としての学校図書館の役割も十分担えるように、子どもの心に寄り添う温かい雰囲気に満ちた学校図書館の運営に努めます。

小学校・中学校における読書活動の推進のための取組

○発達段階に応じた読書環境の整備

子どもの発達段階に応じた豊かな読書経験の機会を充実していくために学校図書館がその機能を十分に發揮し、子どもの多様な興味・関心に応え、探究的な学習などの様々な学習活動に役立つよう、引き続き学校司書の全校配置を継続します。また子どもが学校図書館を積極的に利用し読書活動を進めていくことができるよう、学校図書館活用計画を作成し、子どもの主体的、意欲的な読書活動や資料を活用した情報の収集活用等の学

習活動の充実を図ります。社会の変化を踏まえた正しい情報に触れることができるように、学校図書館資料の計画的な整備を行い、地域の図書館と連携し様々な制度を活用することで資料の充実を図ります。「丸亀市電子図書館」の一斉読書での活用を含め、タブレットを利用した学校での読書活動や調べ学習に対応できるような環境整備に努めます。

・学校図書館機能の充実

学校図書館がその機能を十分に発揮し、各教科における探究的な学習などの様々な学習活動の役に立つように教職員と学校司書が協力して計画的に学校図書館を活用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動の充実を図り、情報活用能力の育成に努めます。また多様な背景をもつ子どもの読書や学習機会を確保し、居場所となるよう努めます。

(主な取組)

- 学校図書館活用計画の作成
- 教職員間での連携や学校図書館活用についての周知
- 児童生徒による自主的な活動の推進
- 図書の配架や図書の紹介の工夫、読書スペースの整備
- 学校司書間での他校の参考となる活用事例についての情報共有

(関連部署：学校教育課)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
学校図書館活用計画の作成率	68.0% 小学校(14校/16校) 中学校(3校/9校)	88.8% 小学校(17校/17校) 中学校(7校/10校)

児童生徒による図書館運営 (POPづくりや本の紹介など)	84.0% 小学校(15校/16校) 中学校(6校/9校)	88.8% 小学校(17校/17校) 中学校(7校/10校)
---------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

・学校図書館の資料の充実

子どもが自由に読書を楽しみ読書の幅を広げ、子どもの多様な興味・関心に応える魅力的な学校図書館となるよう図書、新聞、視聴覚資料、電子資料等の計画的な整備に努め、学校図書館図書標準の達成を目指します。

(主な取組)

- 計画的な資料購入と除籍
- 地域の図書館の団体貸出、学校回送の活用
- リユース図書の活用
- アクセシブルな資料の収集、紹介、提供

(関連部署：学校教育課、図書館)

成果指標（公立学校のみ）

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
小学校の学校図書館の貸出冊数	小学校(16校) 452,197冊 一人当たり77.1冊	小学校(17校) 460,000冊 一人当たり85冊
中学校の学校図書館の貸出冊数	中学校(6校) 15,837冊 一人当たり6.6冊	中学校(7校) 18,000冊 一人当たり10冊
小学校、中学校への団体貸出 (学校回送利用等含む)	4,048冊 うち学校回送 2,672冊	4,500冊 うち学校回送 3,000冊

学校図書館図書標準の達成率	77.3% 小学校(17校/17校) 中学校(3校/6校)	100% 小学校(17校/17校) 中学校(7校/7校)
---------------	-------------------------------------	------------------------------------

・学校司書の全校配置、充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実させ、子どもの多様な興味・関心に応えることができるよう、今後も学校司書を全校配置し、研修等を実施しそのスキルを高めることができるように努めます。また各学校における校内研修や研究会を通じて教職員間の連携や理解を促し、学校間の情報交換や研究協議を行うことにより、司書教諭、学校司書をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図ります。

(主な取組)

- 学校司書の全校配置の維持
- 学校司書の研修会の実施
- 教職員間での校内研修等による学校図書館活用への共有認識

(関連部署：学校教育課)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
学校司書の全校配置	92.0% 小学校(16校/16校) 中学校(7校/9校)	92.5% 小学校(17校/17校) 中学校(8校/10校)

・電子図書館の活用

新たに運用が開始した「丸亀市電子図書館」では、児童生徒向けに何人でも同時に読むことができる「読み放題パック」を導入しました。読み放題パックの電子図書を利用

することで、クラス全員が同時に同じ電子図書を閲覧することができます。電子図書館を活用し、子どもが休憩時間や読書活動の時間等に、自由に読書ができるよう環境整備に努めます。また調べ学習の手法のひとつとして、電子図書館の活用について検討します。

(主な取組)

●電子図書館を利用した読書活動の推進

●電子図書館の調べ学習への活用の検討

(関連部署：学校教育課、図書館)

成果指標

指標項目	実績 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
学校での電子図書の活用	—	実施

3 施策の推進

(1) 計画の進行管理

本計画に基づく取組を効果的に推進していくため、関係機関と連携・協力します。また、実施計画について、子ども読書活動推進協議会において目標の設定・評価を行う等、定期的な進行管理を行います。

(2) 財政上の措置

本計画で掲げられた各種施策を実現するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、国、県等の補助制度について調査研究をし、優先的に財源の確保を図ります。

資料

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査の目的

第5次丸亀市子ども読書活動推進計画策定の参考とするため。

2 調査方法

(1) 調査対象

市内幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校に通う乳幼児・

児童生徒から、地域及び児童生徒等の人数のバランスを考慮して抽出。

(2) 調査人数

1, 666人 有効調査票： 1, 498票（回収率 89.9%）

－内訳－ 乳幼児（0～5歳） 423人（7保育所、1幼稚園、10こども園）

小学生（1～3年生） 262人（5校）

小学生（4～6年生） 277人（3校）

中学生 253人（4校）

高校生 283人（3校）

(3) 調査時期及び実施方法

令和6年11月22日（金）～12月6日（金）

小学3年生以下は保護者が回答、小学4年生以上は本人が回答。

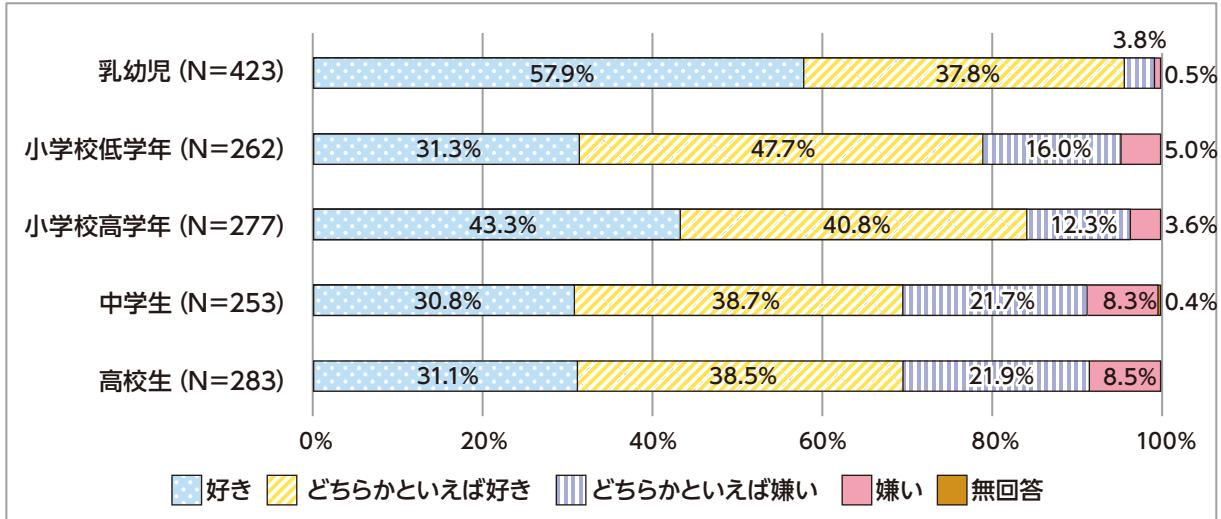
3 報告書の見方

- (1) 回答率（%）は、その質問の回答者数を基数（N=Number of case の略）として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%ちょうどにならない場合があります。
- (2) 複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- (3) 本市における平成27年と令和元年の実態調査との比較を行っています。

※丸亀市電子図書館については、今回のアンケート調査には含まれていません。（令和7年3月1日開始）

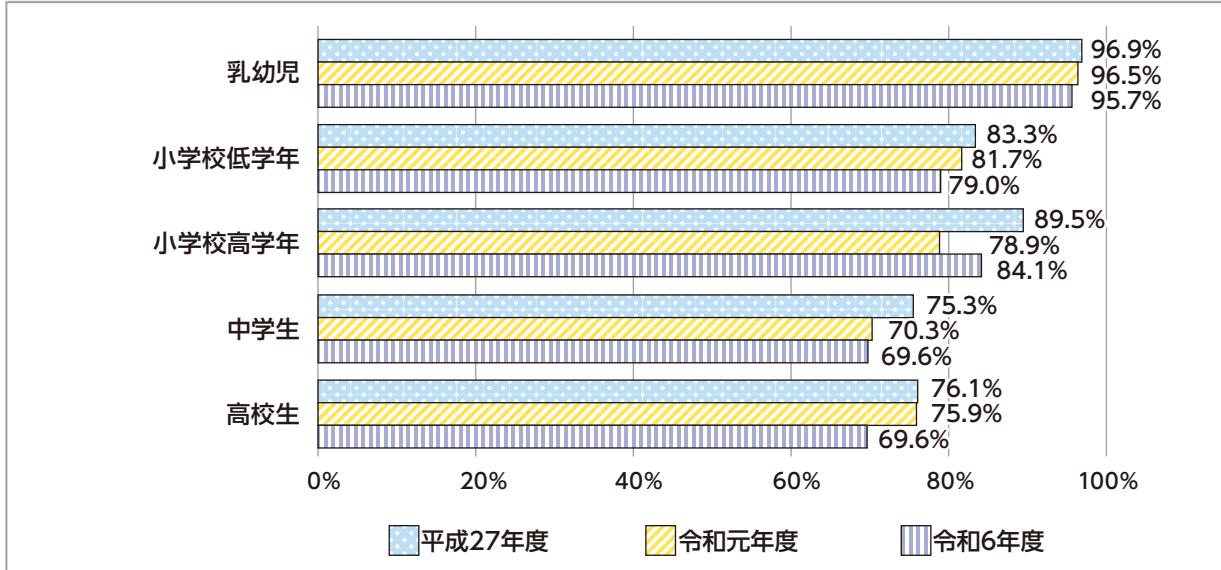
II 調査結果

1 読書（絵本の読み聞かせ）について



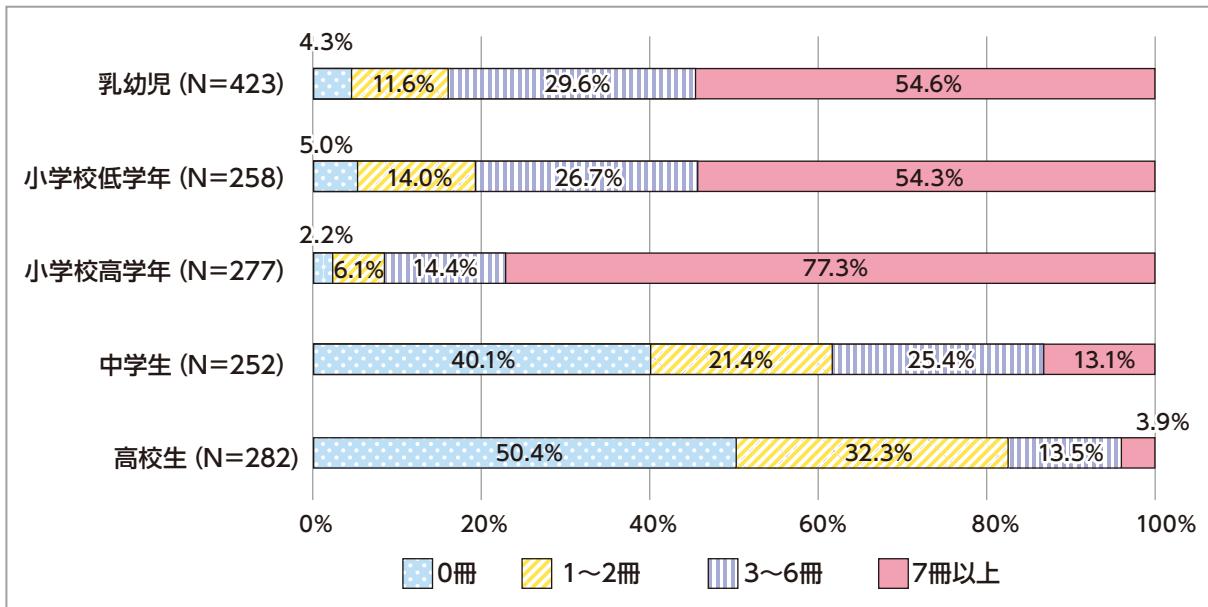
本を読んだり、絵本等の読み聞かせについては、小学生高学年までは『好き』（「好き」「どちらかといえば好き」を合わせた割合）との回答が約8割を占めている。

◇ 経年比較（平成27年、令和元年実施調査）



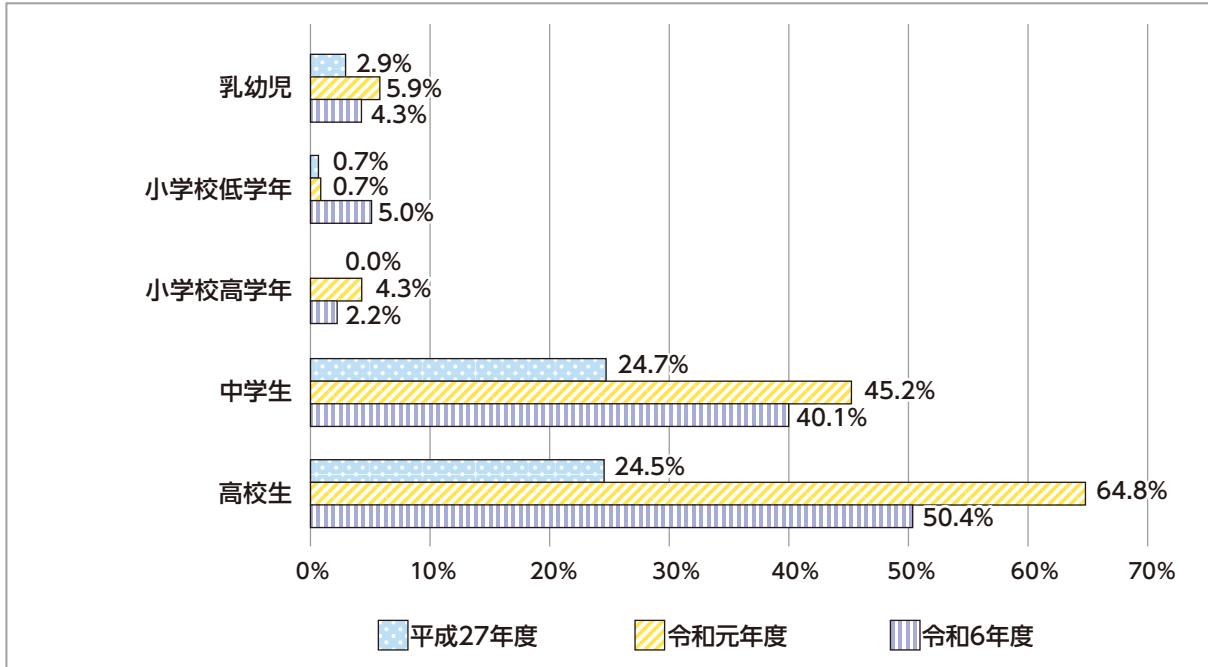
本を読んだり、絵本等の読み聞かせについて『好き』『どちらかといえば好き』との回答は前回と比較し、小学生高学年では5.2%高くなっているが、高校生では、6.3%低くなっている。

2 1か月間の読書量について



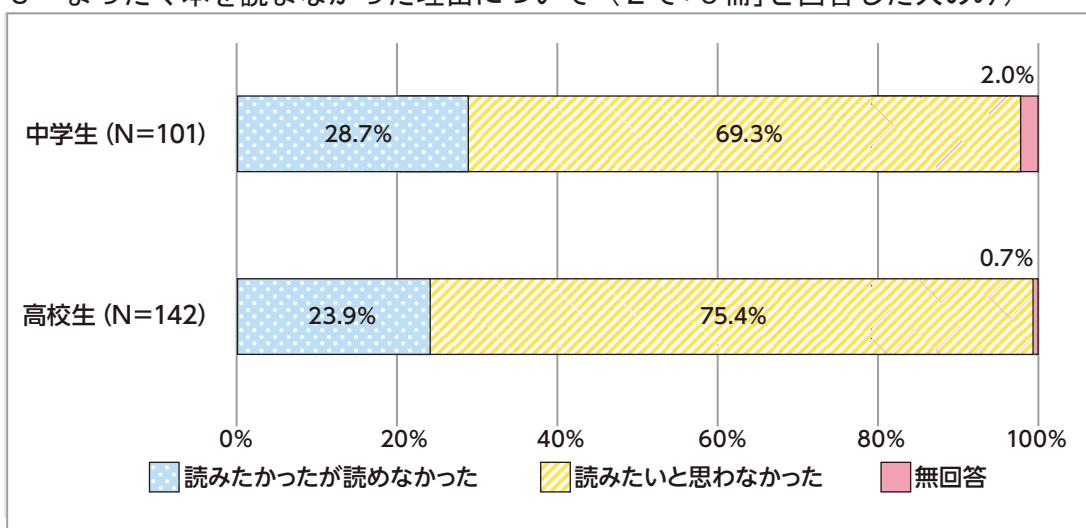
子どもの1か月の読書量については、小学校高学年まで月に「7冊以上」本を読んでいると回答した人が最も多く、また8割以上が3冊以上本を読んでいると回答している。一方、中学生では40.1%、高校生では50.4%が「0冊」と回答している。

◇ 不読率の経年比較（平成27年、令和元年実施調査）



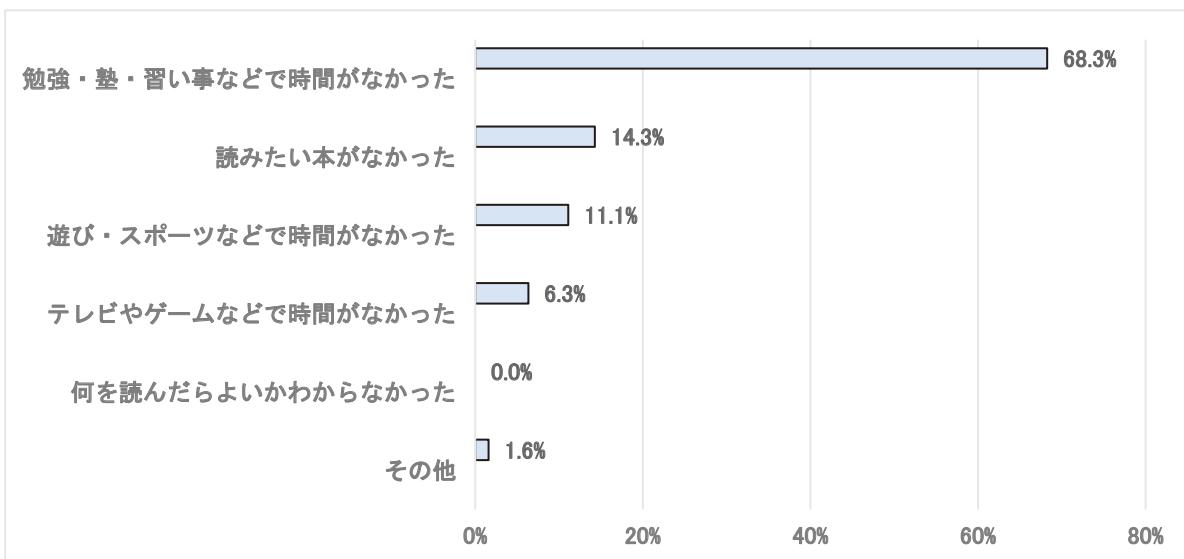
前回と比較すると1か月の読書量が「0冊」と回答した人は、小学校低学年のみ多くなっている。しかしながら中学生では約40%、高校生では約50%と不読率が減少している。

3 まったく本を読まなかつた理由について（2で「0冊」と回答した人のみ）



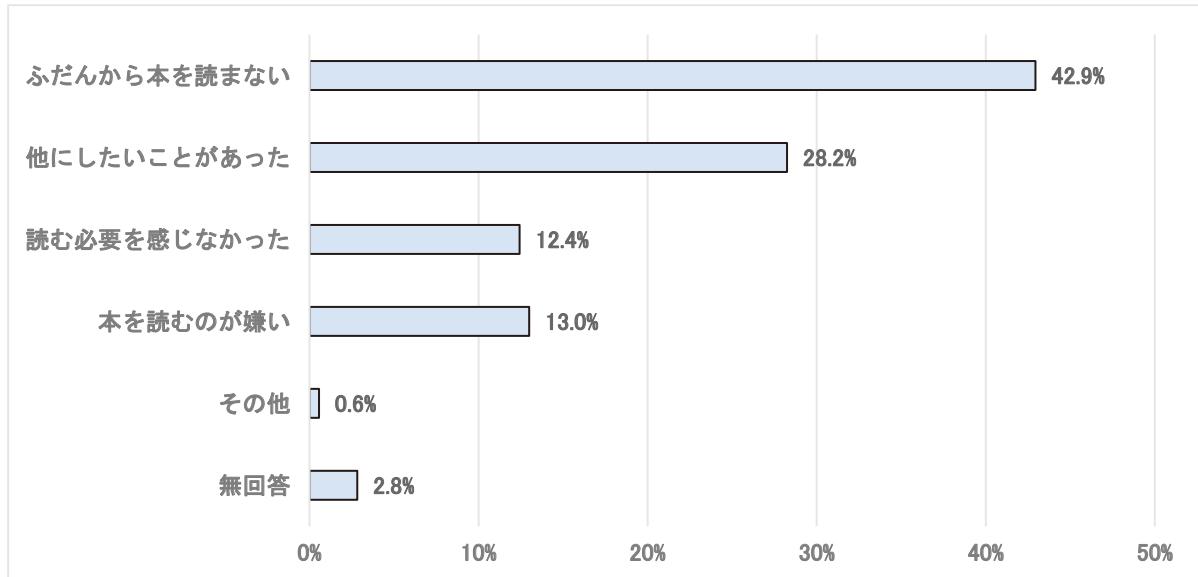
子どもが本を読まなかつた理由について、「読みたいと思わなかつた」との回答が、中学生、高校生ともに最も多くなっている。

4 読みたかったが読めなかつた理由について（中学生以上） (3で「読みたかったが、読めなかつた」と回答した人のみ)



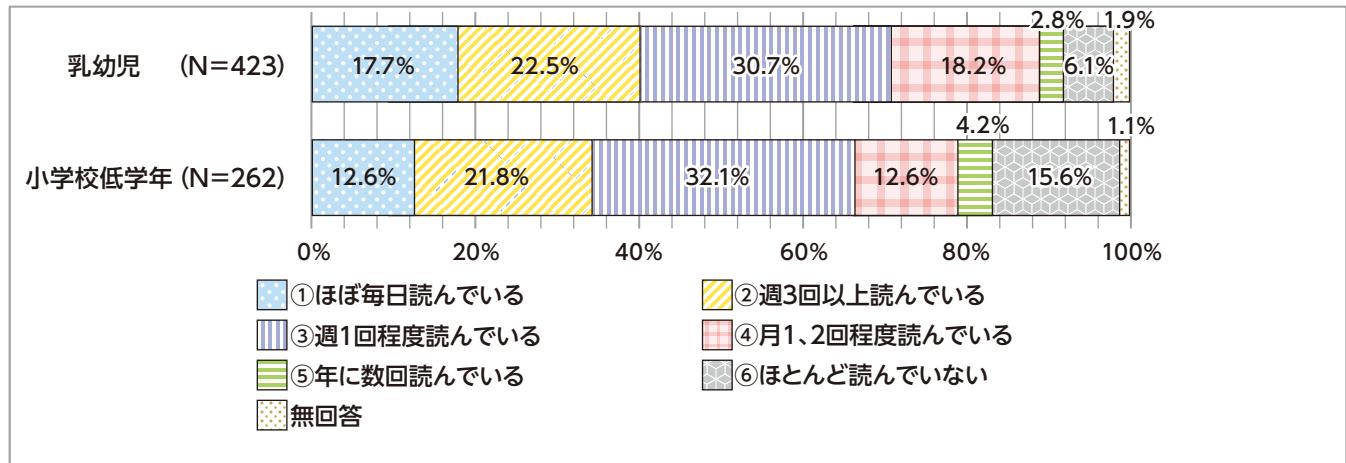
子どもが本を読めなかつた理由について、「勉強・塾・習い事・部活などで時間がなかつた」との回答が7割近くを占めている。

5 読みたいと思わなかった理由について (3で「読みたいと思わなかった」と回答した人のみ)



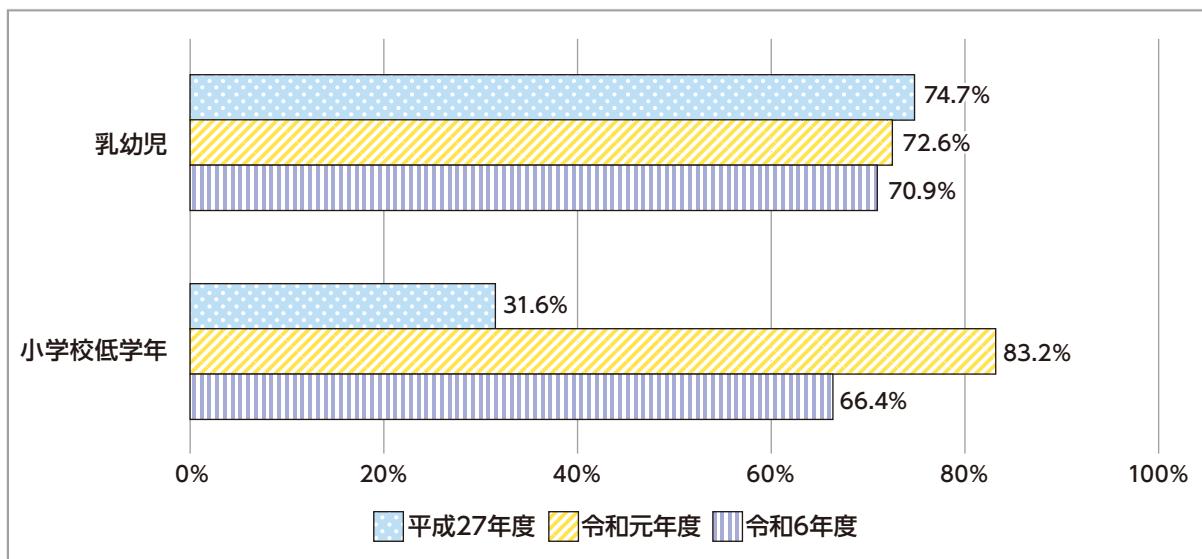
子どもが本を読みたいと思わなかった理由について、「ふだんから本を読まない」との回答が 42.9% と最も多く、次いで「他にしたいことがあった」(28.2%)、「本を読むのが嫌い」(13.0%)、「読む必要を感じなかった」(12.4%) の順となっている。

6 家庭で絵本等の読書・読み聞かせを行う頻度について〈乳幼児・小学校低学年〉



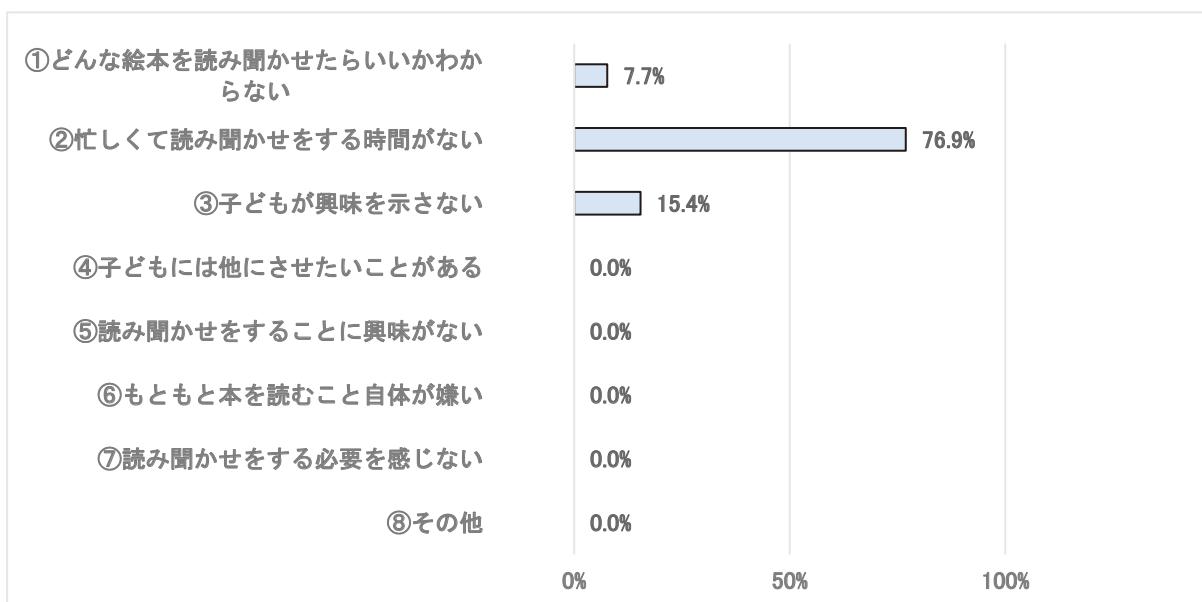
絵本等の読書や読み聞かせの頻度については、「週に 1 回程度読んでいる」との回答が乳幼児で 30.7%、小学校低学年で 32.1% と最も多くなっている。また週 1 回以上の頻度で読書や読み聞かせを行っているのは乳幼児で 70.9%、小学校低学年で 66.5% となっている。

経年比較（平成 27 年、令和元年実施調査）



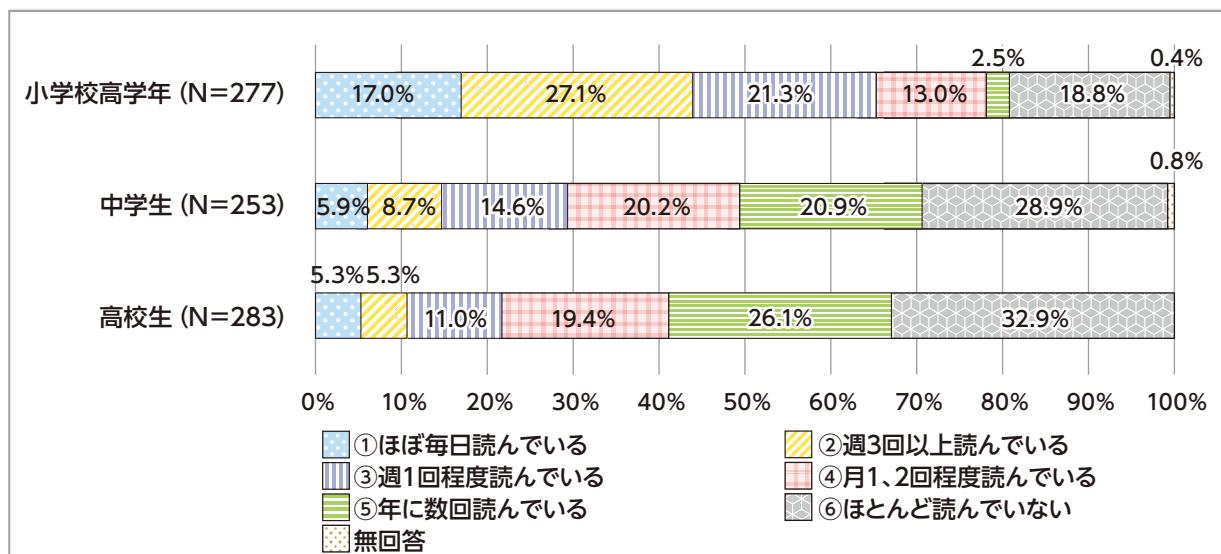
前回と比較すると、家で週 1 回以上本を読んでいる割合は、小学校低学年では減少しているが 60% 以上を維持し、乳幼児はやや減少しているが 70% 以上を維持している。

7 子どもに絵本等の読み聞かせをあまり行っていない理由（乳幼児・小学校低学年） (1ヶ月間に1冊も本を読んでいない、その理由を「読みたかったが読めなかつた」と回答した人のみ)



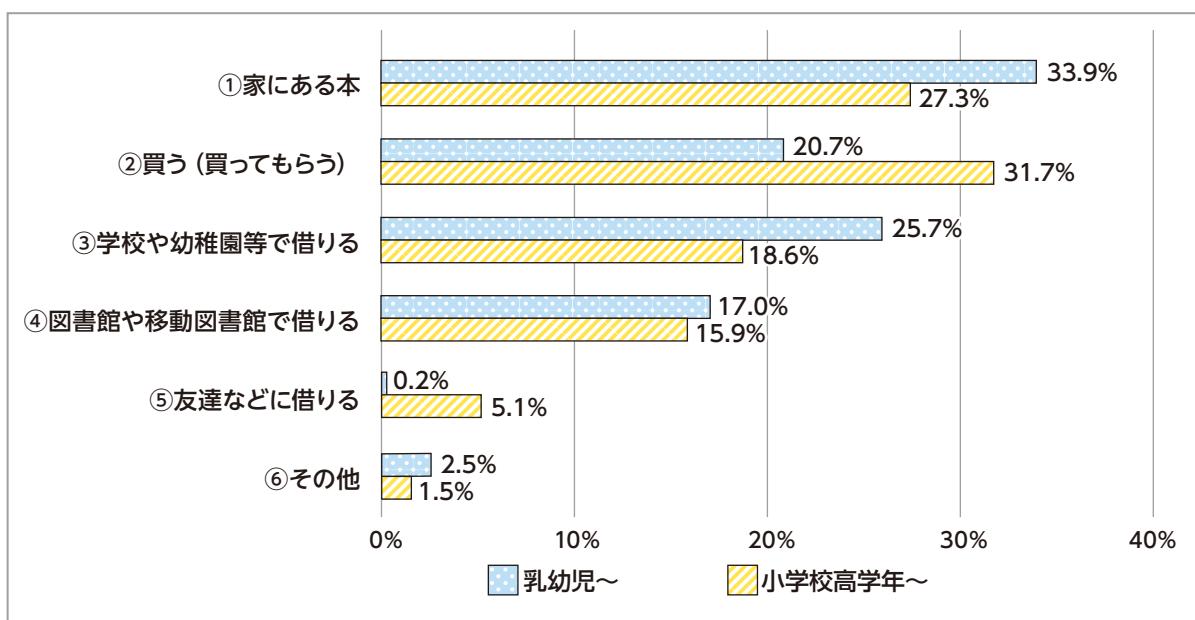
家庭で子どもに絵本等の読み聞かせを行っていない理由については、「忙しくて読み聞かせをする時間がない」との回答が 76.9% と最も多くなっている。

8 家で本を読む頻度について〈小学校高学年～高校生〉



家の読書の頻度については、小学校高学年では「週3回以上読んでいる」が27.1%と最も多く、また6割以上の人気が週1回以上は読んでいるという回答となっている。一方で、中学生以上では「ほとんど読んでいない」の回答が約3割と最も多く、週1回以上読んでいる人は中学生で29.2%、高校生では21.6%と低い結果となっている。

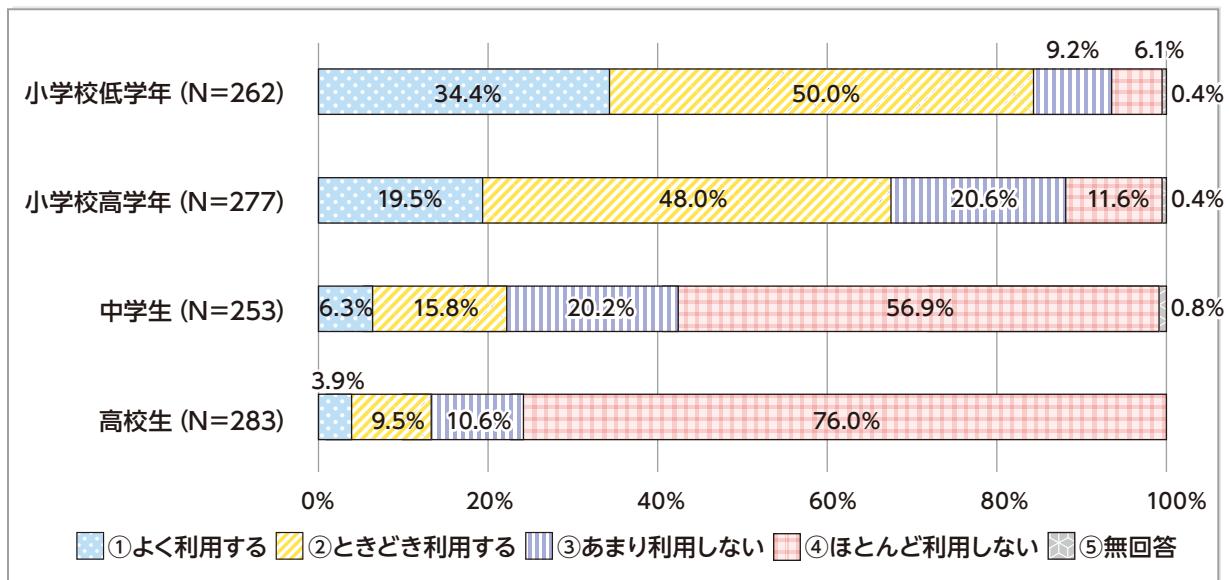
9 本を読むときの入手方法



本を読むときの本の入手方法は、乳幼児・小学校低学年では「家にある本を読む」との回答が33.9%と最も多く、次いで「学校や幼稚園等で借りる」(25.7%)、「買う」(20.7%)の順で続いている。

小学校高学年・中学生・高校生では、「買うまたは買ってもらう」が31.7%、「家にある本を読む」(27.3%)、「図書館や移動図書館で借りる」(15.9%)の順となっている。

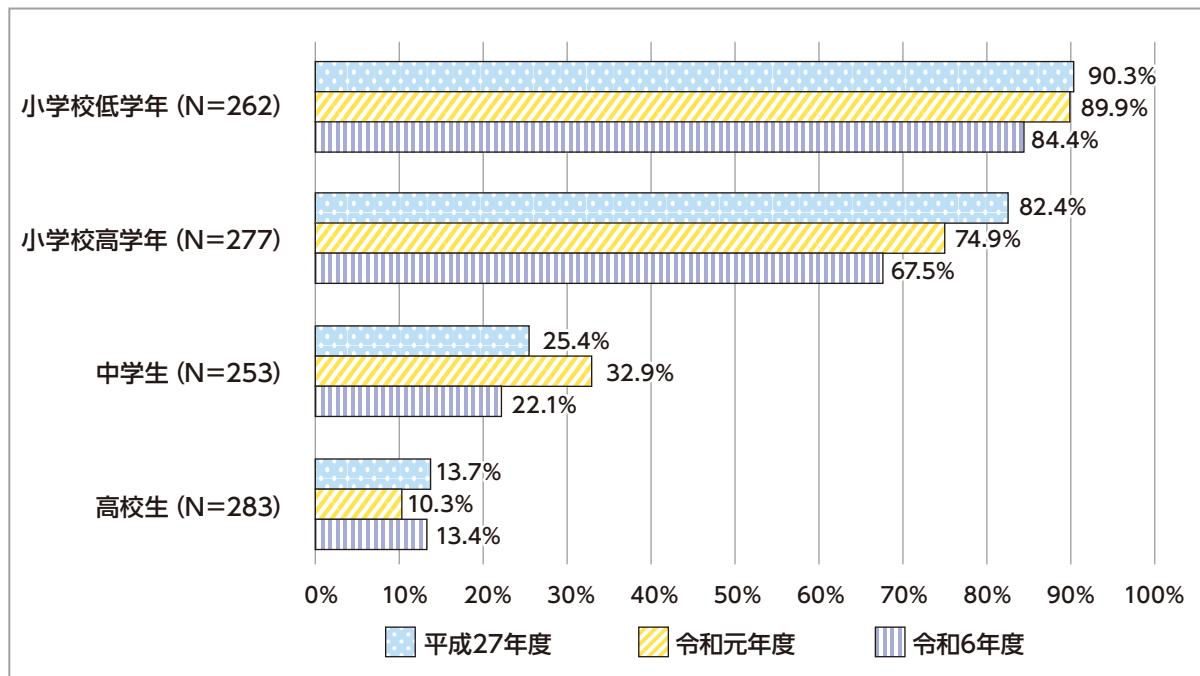
10 学校図書館の利用頻度〈小学校低学年以上〉



学校図書館の利用頻度は、「ときどき利用する」との回答が小学校低学年では50.0%、小学校高学年では48.0%と最も多く、「よく利用する」とあわせると、小学生では7割以上の児童が学校図書館を利用していることがわかる。

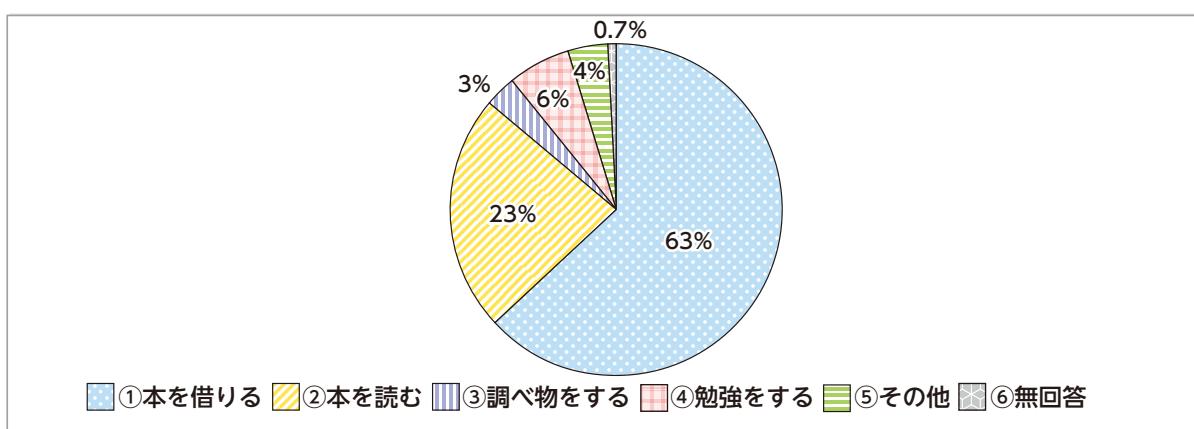
一方で、中学生・高校生では「ほとんど利用しない」との回答が最も多く、図書館の利用は中学生では約2割、高校生では約1割となっている。

◇ 経年比較（平成 22 年、平成 27 年実施調査）



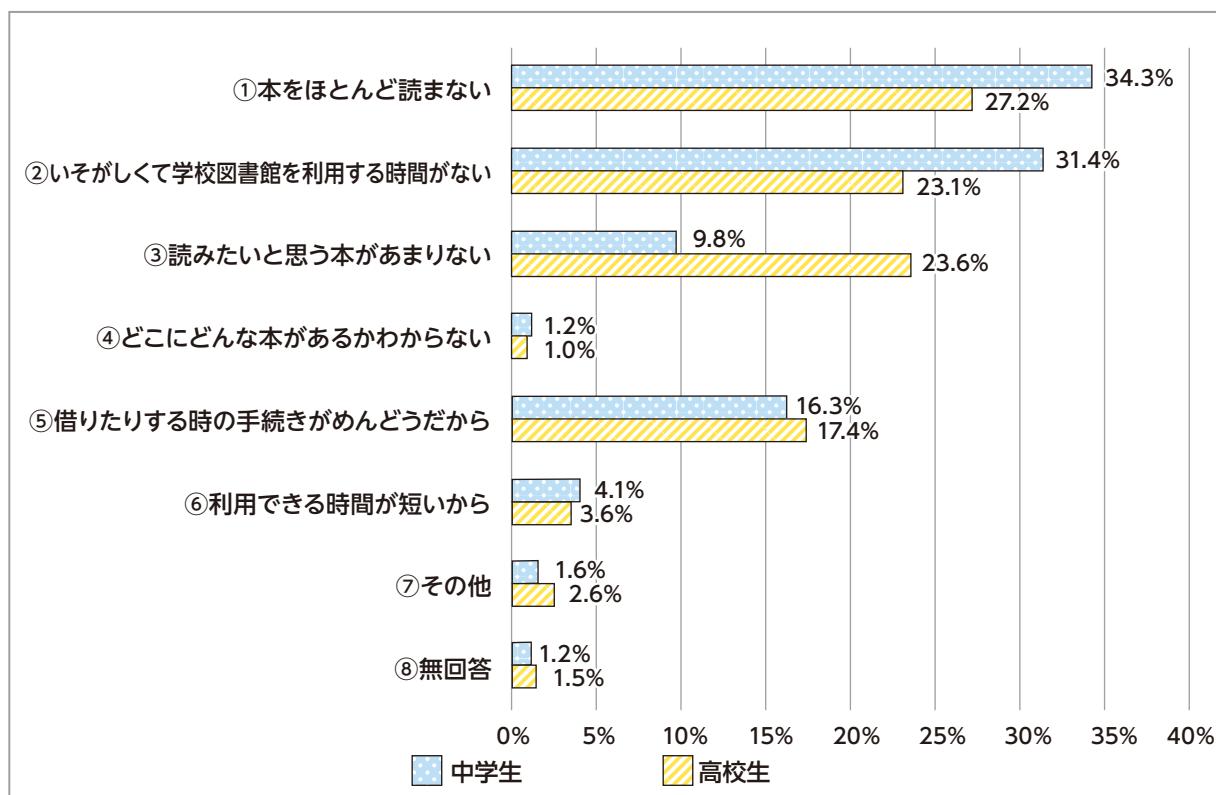
学校図書館を『利用している』（「よく利用する」と「ときどき利用する」を合わせた割合）との回答について、これまでの調査結果と比較すると、小学校低学年から中学生では全体的に前回調査結果より下回る結果となっているが、高校生では上回る結果となっている。

11 学校図書館をよく利用する理由〈小学校高学年以上〉
(10 で「よく利用する」「ときどき利用する」と回答した人のみ)



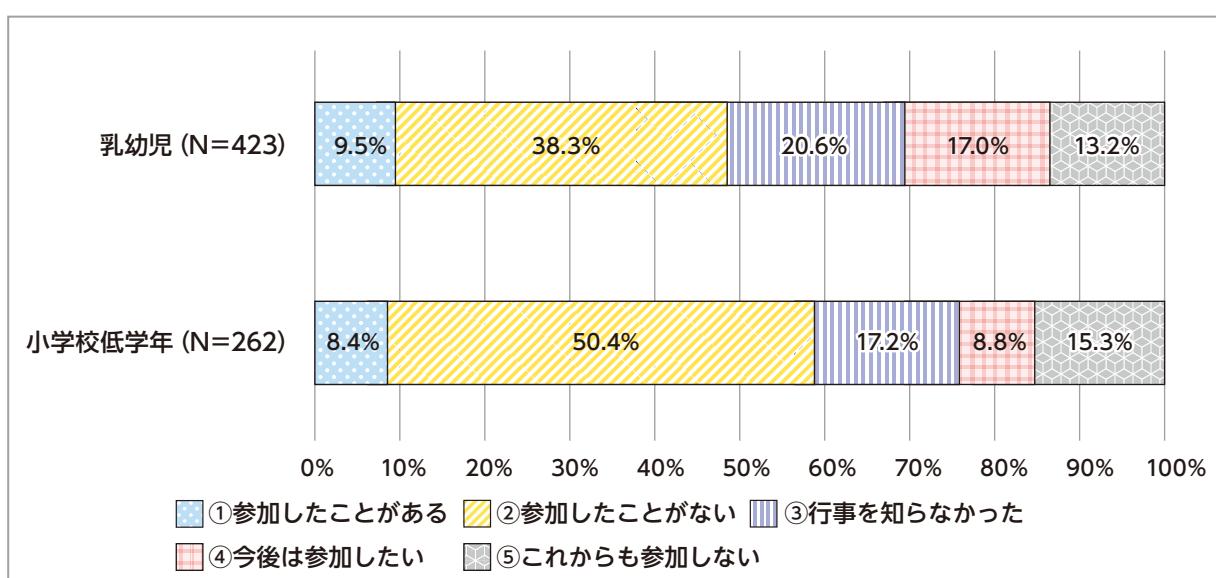
学校図書館の利用目的は、「本を借りる」が 63% と多く、次いで「本を読む」(23%) の順となっている。

12 学校図書館をあまり（ほとんど）利用しない理由〈中学生以上〉
 (10で「あまり利用しない」「ほとんど利用しない」と回答した人のみ)



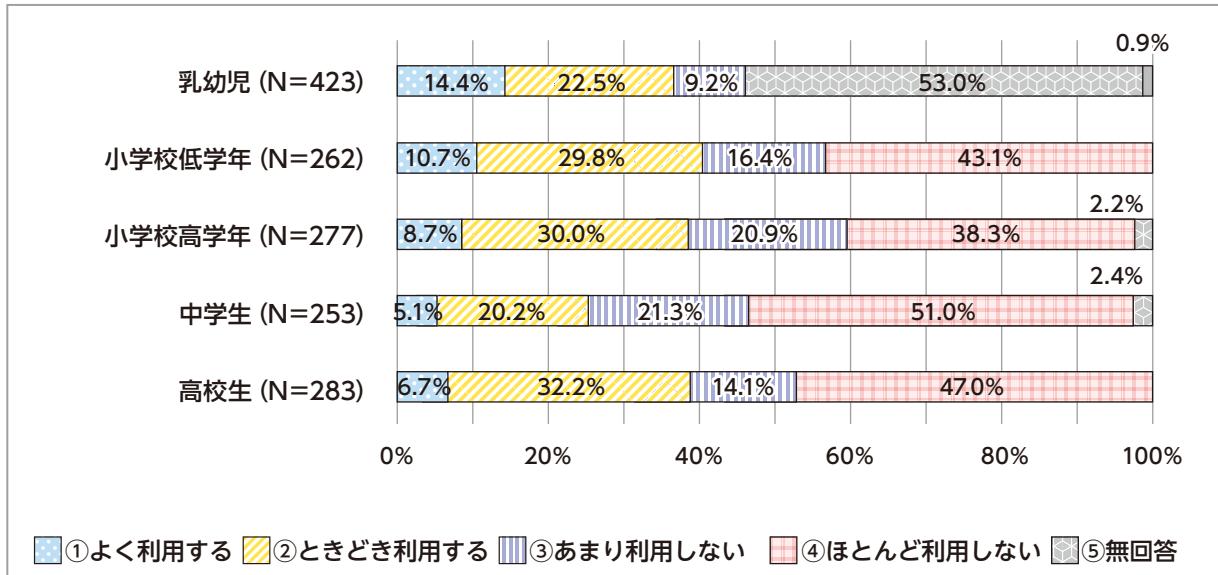
学校図書館を利用しない理由は、「本をほとんど読まない」が中学生では34.3%、高校生では27.2%となっている。

13 まちの図書館で行っているおはなし会などの行事への参加について



まちの図書館で行っている行事の参加状況は、乳幼児・小学校低学年では「参加したことがない」との回答が3割以上で最も多く、約2割が「行事を知らなかった」と回答している。

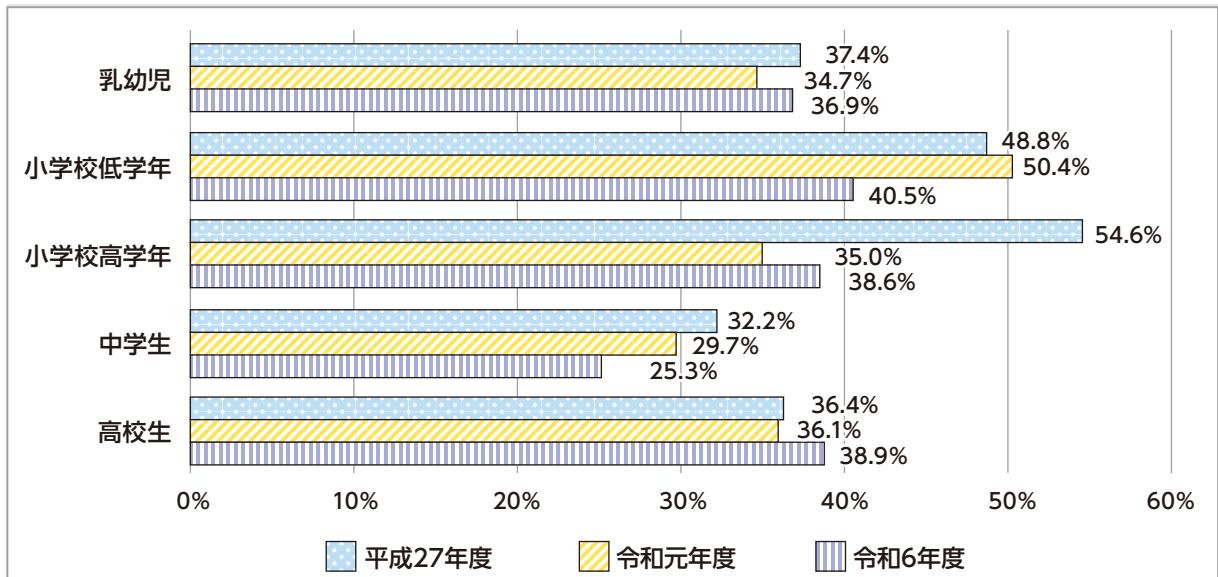
14 まちの図書館の利用頻度



まちの図書館を『利用している』（「よく利用する」と「ときどき利用する」を合わせた割合）との回答は、小学生と高校生では、約4割が利用しているという結果となっている。

一方で、全ての年代で「ほとんど利用しない」の回答が最も多くを占めている。

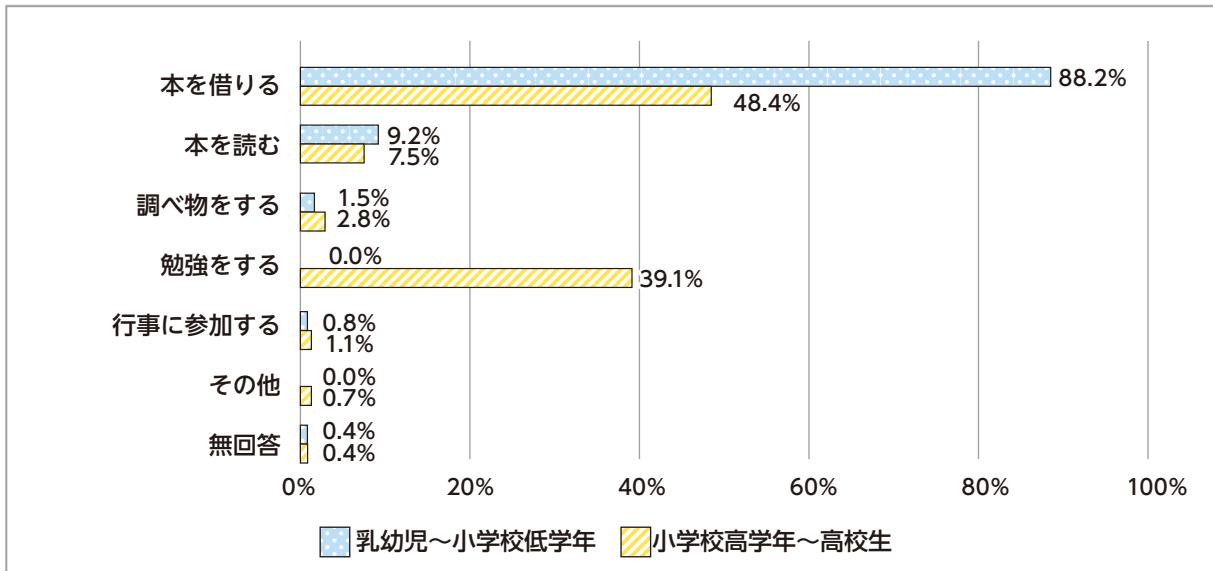
◇ 経年比較（平成27年、令和元年実施調査）



まちの図書館を『利用している』（「よく利用する」と「ときどき利用する」を合わせた割合）との回答は、小学校低学年では約10%、中学生は約4%減っている。

15 まちの図書館を利用する理由

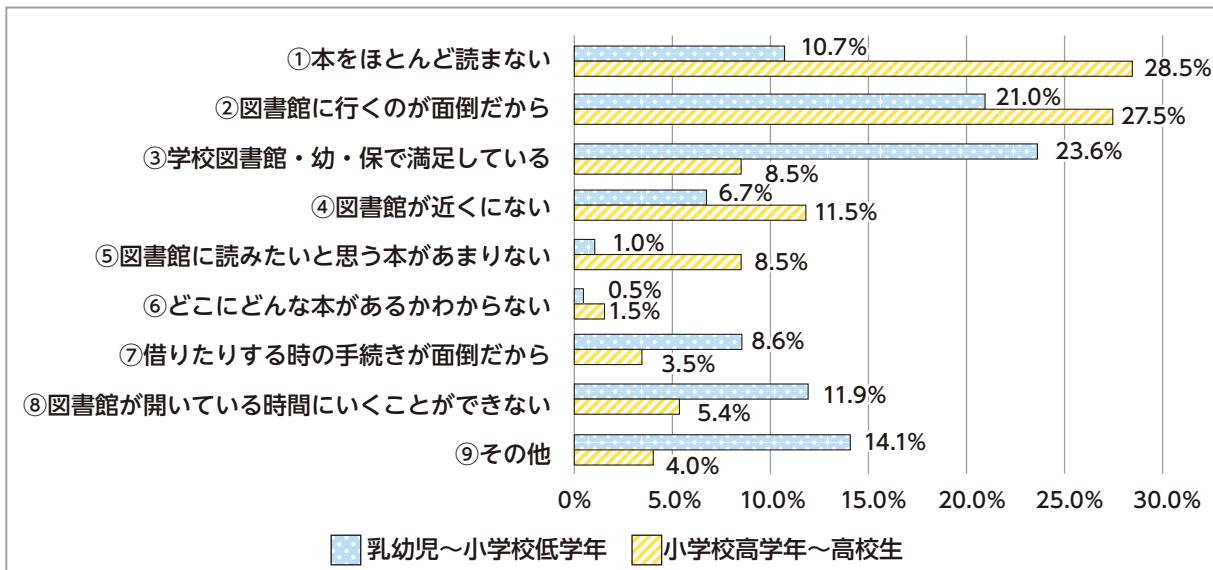
(14で「よく利用する」「ときどき利用する」と回答した人のみ)



まちの図書館の利用目的は、乳幼児・小学校低学年では「本を借りる」との回答が最も多くなっている。小学校高学年以上では、「本を借りる」(48.4%)、ついで「勉強する」(39.1%)の順となっている。

16 まちの図書館をあまり（ほとんど）利用しない理由

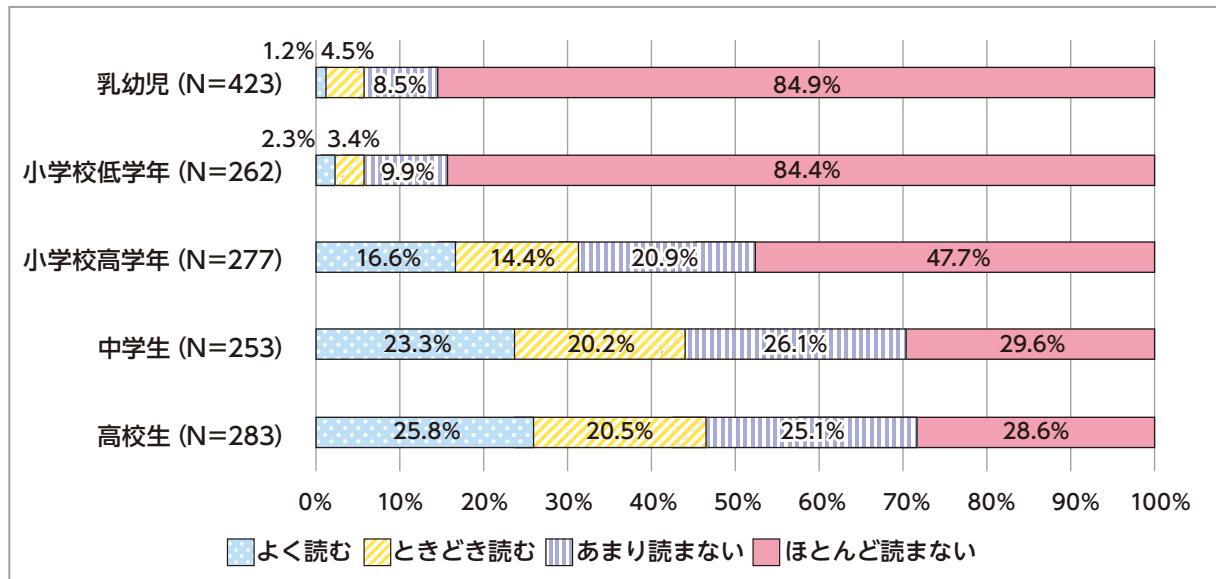
(14で「あまり利用しない」「ほとんど利用しない」と回答した人のみ)



まちの図書館を利用しない理由は、乳幼児・小学校低学年では「学校図書館、幼稚園・保育所で満足している」(23.6%)との回答が多く、小学校高学年から高校生では「本をほと

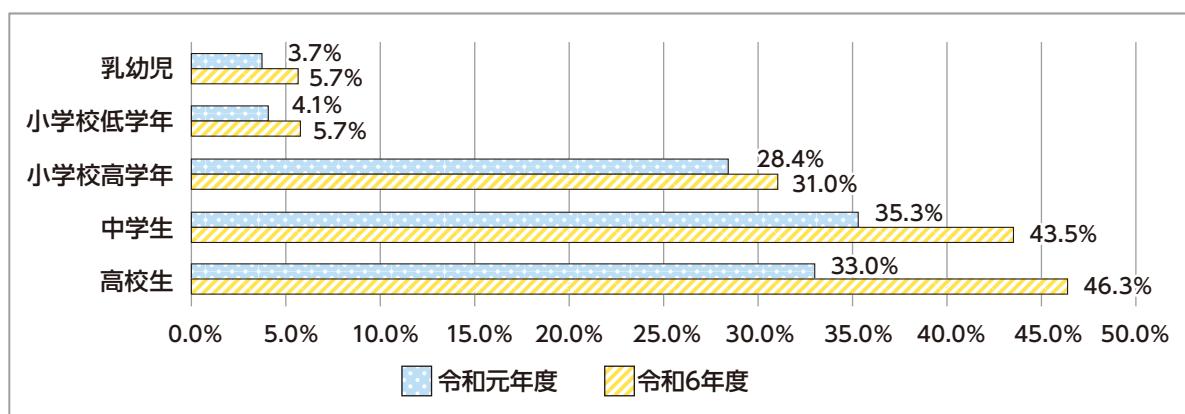
んど読まない」(28.5%)、次に「図書館に行くのが面倒だから」(27.5%)の順になっている。

17 電子書籍での読書について



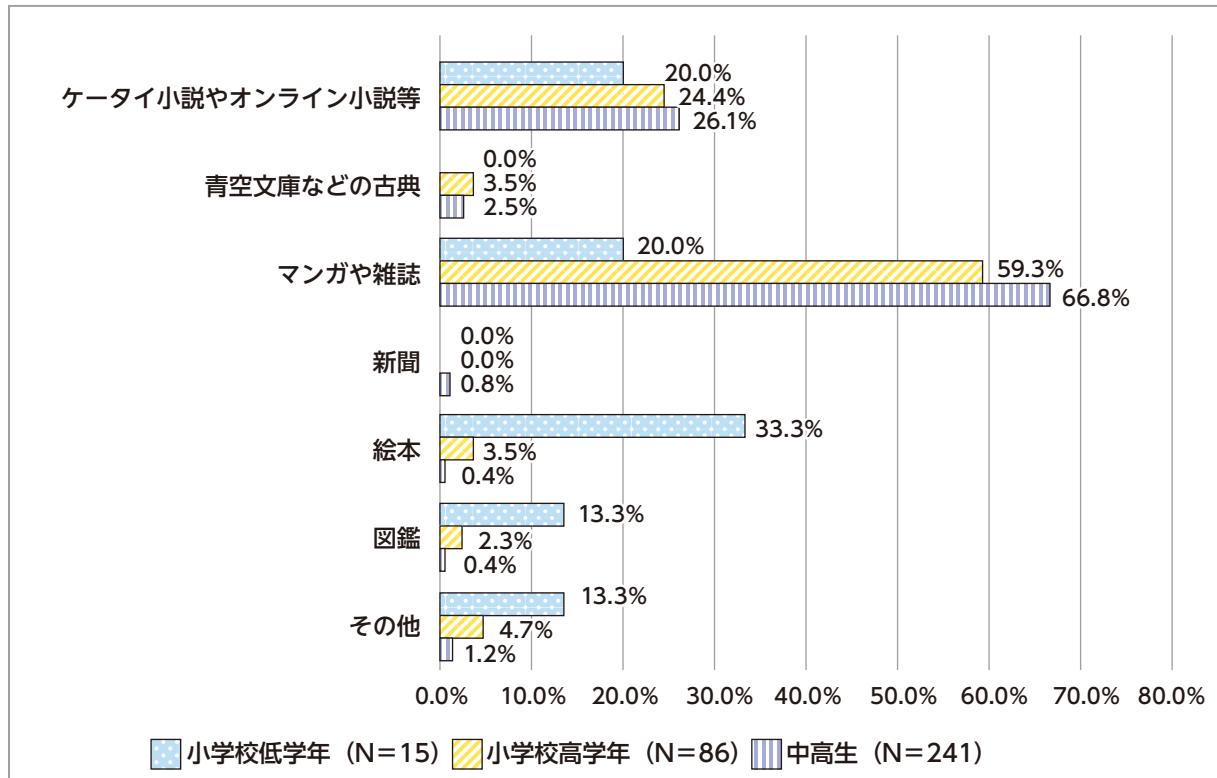
電子書籍を利用しての読書は、小学校高学年以上でも半数以上が「あまり読まない」、「ほとんど読まない」となっている。一方、中学生や高校生では「よく読む」「ときどき読む」の回答が4割を超えていている。

◇ 経年比較（令和元年実施調査）



電子書籍での読書について、『読んでいる』（「よく読む」と「ときどき読む」を合わせた割合）との回答は、すべての年代で増加している。特に中学生や高校生の利用が多くなっている。

18 電子書籍のジャンルについて



小学校低学年が読んでいる電子書籍のジャンルは、絵本が約3割、ついでケータイ小説やオンライン小説、マンガや雑誌が約2割となっている。一方、中学・高校生は、マンガや雑誌などが6割以上、ついでケータイ小説やオンライン小説が2割以上となっている。

アンケート調査結果の経年比較

1 家庭における読書活動の推進

○家庭での読書状況について

		平成 27 年数値		令和元年数値		令和 6 年数値	
	区分	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上
	小学校高学年	74.9%	55.2%	70.6%	42.9%	65.4%	44.1%
	中学生	41.2%	25.3%	29.7%	15.2%	29.2%	14.6%
	高校生	28.3%	17.1%	18.4%	8.1%	21.6%	10.6%

○家庭での読書・読み聞かせ状況について

		平成 27 年数値		令和元年数値		令和 6 年数値	
	区分	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上
	乳幼児	74.7%	46.8%	72.6%	44.5%	70.9%	40.2%
	小学校低学年	31.6%	11.3%	83.2%	50.0%	66.5%	34.4%

2 地域における読書活動の推進

○本が好きかきらいか

		平成 27 年数値		令和元年数値		令和 6 年数値	
	区分	本が好き又はどちらかといえば好きと答えた子どもの割合					
	乳幼児	96.9%		96.5%		95.7%	
	小学校低学年	83.3%		81.8%		79.0%	
	小学校高学年	89.5%		78.9%		84.1%	
	中学生	75.3%		70.3%		69.6%	
	高校生	76.1%		75.9%		69.6%	

○本の入手方法について

		平成 27 年数値		令和元年数値		令和 6 年数値	
	区分	本をよむとき、まちの図書館や移動図書館で借りると答えた子どもの割合（2つ選択で）					
	乳幼児	15.4%		16.2%		17.0%	

○市立図書館の利用状況について

	平成 27 年数値	令和元年数値	令和 6 年数値
区分	よく又はときどき利用する子どもの割合		
乳幼児	37. 4%	34. 7%	36. 9%
小学校低学年	48. 8%	50. 3%	40. 5%
小学校高学年	54. 6%	35. 0%	38. 6%
中学生	32. 2%	29. 6%	25. 3%
高校生	36. 4%	36. 1%	38. 9%

3 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における読書活動の推進

○読み聞かせの実施状況について

	平成 27 年数値	令和元年数値	令和 6 年数値
区分	毎日のように実施		
乳幼児	100. 0%	100. 0%	100. 0%

4 小学校・中学校における読書活動の推進

○学校図書館の利用頻度について

	平成 27 年数値	令和元年数値	令和 6 年数値
区分	よく利用する又はときどき利用する		
小学校低学年	90. 3%	90. 0%	84. 4%
小学校高学年	82. 4%	74. 9%	67. 5%
中学生	25. 4%	32. 8%	22. 1%
高校生	13. 7%	10. 4%	13. 4%

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について、準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなけ

ればならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。